

審理員による審理手続について

山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「情報公開条例」という。）の改正において、情報公開条例に基づく処分について、審理員による審理手続を適用しない旨の規定を設けることが妥当である。

（趣旨）

改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。）は、不服申立制度についての一般法として、昭和37年に制定・施行され、その後50年以上が経過したが、実質的な改正はされてこなかった。

この間、行政の公正性・透明性等に関する国民の意識は大きく変わってきており、また、関係制度の整備・改正も行われる中で、旧法についても、時代の変化を踏まえた見直しを求める声が高まっていた。

このような情勢を踏まえ、旧法の全部改正案が平成26年の第186回国会に提出され、衆議院及び参議院の本会議において可決・成立し、同年6月13日に公布された。

具体的な改正内容は、不服申立の審査請求への一元化、審理員による審理手続の導入、行政不服審査会等への諮問手続の導入、審査請求期間の延長、標準審理期間の導入等である。

不服申立制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立ての途を開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。

特に上記を導入した目的は、旧法下において、審査請求の審理を行う者についての規定がなく、原処分に関与した職員が、審理手続を行うことも排除されていなかったことから、改正後の行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号。以下「改正法」という。）においては、審理手続の公正性・透明性を高めることにより、行政の自己反省機能の向上を図り、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するため、審査請求に係る処分に関与した者以外の者の中から審査庁が指名する審理員が審査請求の審理を行うこととした点にある。

ただし、例えば、組織法上、審査請求の審理及び判断について、優れた識見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているような機関が審査庁である場合には、審理員による審理手続の適用を除外することも認められている（改正法第9条第1項ただし書）。

その趣旨は、審査請求について、上記のような機関が実質的な審理をしている場合には、既に裁決の客観性・公正性が確保されており、審理員を指名してこれによる審理手続を行わせる必要はないと考えられる点にある。

また、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合も審理員による審理手続の適用を除外することが認められている。

この場合においては、どのような処分について審理員の指名を不要とするかは各地方公共団体の判断に委ねられているものの、改正法の趣旨からすると、例えば、審理員を指名しなくても審理・裁決の公正性が確保されているといったように、審理員の指名を不要とすることについて一定の合理的な理由がある

ことが必要と解されている。

ところで、情報公開条例に基づいて行った処分に対して不服申立てがなされると、実施機関は、全部開示を行う等の場合を除き、裁決又は決定の案を作成することなく案件を山梨県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問している（情報公開条例第20条）。

審査会は、諮問を受けて、案件を審議し答申する。

実施機関は、審査会の当該答申を尊重して（情報公開条例第33条）裁決又は決定をしている。

審査会は、情報公開制度及び地方自治に関し学識経験を有する外部委員で構成され、インカメラ審理等による調査権限を行使して審理を行っているなど、公正かつ客観的に公開の可否を判断している。

このように、情報公開条例に基づく不服申立ての審査の手続は、実質的には、改正法第9条第1項ただし書において地方公共団体の附属機関が審査庁である場合に審理員による審理手続を適用除外とすることができるとされているものと同様の構造になっていると認められる。

以上から、当審査会は、情報公開条例の改正では、本条例に基づく審査請求に係る審理において、審理員による審理手続を適用しない旨の規定を設けることが妥当であると判断する。